

ID: 1130

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	保険料の徴収					
法令名 根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律 第104条					
法令番号	昭和57年法律第80号					
【基準】						
<p>法第104条の規定による。 (保険料)</p> <p>第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。</p> <p>3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、第125条第1項に規定する高齢者保健事業及び同条第5項に規定する事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 616

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	被保険者証の返還命令					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第3項					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】						
法第9条第3項の規定による。 (届出等) 第9条 3 市町村は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。						
国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 617

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	一部負担金不払いによる徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第42条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】			
<p>法第42条第2項の規定による。 (療養の給付を受ける場合の一部負担金)</p> <p>第42条</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 618

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	故意の場合の給付制限					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第60条					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第60条の規定による。 第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 619

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第61条					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第61条の規定による。 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 620

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第62条					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第62条の規定による。 第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないとときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 621

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	強制診断等拒否の場合の給付制限					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】						
<p>法第63条の規定による。</p> <p>第63条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>法第66条の規定による。</p> <p>(強制診断等)</p> <p>第66条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 622

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条の2					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】						
<p>法第63条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第63条の2 市町村及び組合は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 623

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第1項					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第65条第1項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 624

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第2項					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第65条第2項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 625

担当部署: 市民生活部 国保年金課

処分の概要	療養取扱機関の費用納付命令等					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第3項					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第65条第3項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			